

令和6年第2回教育委員会臨時会議事録

令和6年8月21日

東久留米市教育委員会

令和6年第2回教育委員会臨時会

令和6年8月21日（水）午前9時54分開会

市役所6階 602会議室

議 題

第1 議案第18号 令和6年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算要求について

第2 議案第19号 東久留米市社会教育委員の委嘱について

第3 議案第20号 東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

第4 教育長報告

令和6年度東京都市教育長会（兼）教育次長（部長会）研修会について

出席者（5）人

教 育 長	片 柳 博 文
委 員	宮 下 英 雄
（教育長職務代理者）	
委 員	尾 関 謙一郎
委 員	馬 場 そわか
委 員	植 村 芳 美

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	小 堀 高 広
指 導 室 長	小 瀬 ますみ
教 育 総 務 課 長	田 中 徳 彦
学 務 課 長	田 口 純 也
生 涯 学 習 課 長	桜 井 昌 紀
図 書 館 長	島 崎 律 照
主幹・統括指導主事	森 山 健 史

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長 野 村 賢太郎

傍聴者 4人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時54分)

○片柳教育長 これより令和6年第2回教育委員会臨時会を開会します。

本日は全員出席ですので、会議は成立しています。

◎議事録署名委員の氏名

○片柳教育長 議事録の署名に入ります。本日の議事録の署名は、馬場委員にお願いします。

○馬場教育委員 はい。

◎傍聴の許可

○片柳教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方いらっしゃいますか。

○野村庶務係長 いらっしゃいます。

○片柳教育長 お入りいただきます。

(傍聴者入室)

傍聴の方にお知らせします。資料につきましては、お入り用の場合にはお持ち帰りいただけます。

◎議案第18号、上程、説明、質疑、討論、採決

○片柳教育長 日程第1、「議案第18号 令和6年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算要求について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○小堀教育部長 議案第18号は、「令和6年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算要求について」です。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。

続けて、各所管課長から説明があります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中教育総務課長 議案第18号に関して補足説明ですが、私からまとめて説明させていただきます。

本議案につきましては、まず《歳入予算に関わるもの》として、「1 GIGA スクール運営支援センター整備支援事業補助金」があります。こちらは今般、当該東京都補助金の交付決定を受けたことから歳入の財源更正を行うもので教育総務課所管分です。

次に《歳出予算に関わるもの》が4点あります。

1点目の「就学事務に係る通信運搬費」と、2点目の「小学校就学援助事業に係る通信運搬費」については、いずれも本年10月から郵便料金が改定されることに伴い、通信運搬費に不足が見込まれることから増額するもので学務課所管分です。

資料の裏面をご覧ください。

続いて、3点目は「旧下里小学校耐力度調査業務委託」です。こちらは公共施設マネジメント推進事業における旧下里小学校の行政利用の「具体案」の検討に際し、今年度内に耐力度調査を実施する必要があることから、6年度の歳出予算に新たに計上するものです。

最後に4点目は「小山小学校増改築工事に伴うエレベーター増築工事」です。こちらは令和7年度の予算計上を予定していましたが、部品の供給量の減少や設備製作に係る人員不足により、設備の製作期間に14か月以上を要することがここで明らかとなり、本年度中に製造の発注を行う必要があることから工事の前払金を増額するものです。

また、下段の表にありますように《債務負担行為に関わるもの》として、令和6年度から

7年度の債務負担行為の設定を行うもので、いずれも教育総務課所管分です。

こちらについての説明は以上です。

○片柳教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。

○宮下教育委員 確認ですが、3番目の「旧下里小学校耐力度調査業務委託」の件ですが、そこに「行政利用の「具体案」」という形で出されてきていますが、このような公共施設のマネジメント事業に対する市の中の考え方というのは、ある程度出来上がってきているのか、まだ検討中なのか、そこら辺の進捗はいかがでしょうか。教えていただければと思います。

○田中教育総務課長 公共施設マネジメントの推進に関しての考え方は、ある程度出来上がっているのか、もしくはまだ検討の半ばなのかというご質問だったと思いますが、今回、補正予算でお願いしています「行政利用の「具体案」検討に際し」ということで検討中ということなのですが、一つ例示しますと、今後小・中学校の建替えも見込まれる中で、この旧下里小学校を代替えの仮校舎として利用は可能かということが一つと、また、市役所庁舎も築年数がたっているところで、今後例えば大規模改修が必要として、その際の代替えの庁舎というか、仮事業所というか、そういった利用もできないのかということも行政利用として検討しているところでありまして、その検討をある程度、一歩進める上で、今回の耐力度調査、いわゆる旧下里小学校が躯体の面や外壁の面等で、先々、施設がどれぐらいの耐久性があるのかということのを先に調査して今後の活用につなげていくということです。

ということで、まだ検討半ばということで私のほうでは承知しています。

○宮下教育委員 ということは、ある程度検討のチームが出来上がっているというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○小堀教育部長 庁内の検討組織として副市長を委員長とする、これは主に部長職で構成されていますけれども、「公共施設マネジメント推進委員会」というのが動き出しています。個別の施設の検討に当たっては、その下に下部組織が立ち上がってしまっていて、そこで具体の検討がなされてくるという仕組みになっています。

今後、旧下里小学校に限ったお話ではありませんが、市長が進める「未来志向の公共施設マネジメント」という大きな取組の中で、必要な場面で見識をお持ちの方のご意見を伺ったり、あるいは市民の方々のご意見を伺ったりという取組も想定されています。いずれかの段階で目に見える形で教育委員の皆様にもお示しすることができるタイミングがあるのではないかと考えています。

○片柳教育長 よろしいですか。

○宮下教育委員 了解しました。前向きに動いているということで、現在進行形で動いているということですね。ありがとうございます。

○片柳教育長 ほかが質問はよろしいでしょうか。

○宮下教育委員 もう1点いいですか。別件です。

4番目、5番目に関わることですが、各学校の増改築に伴いまして、バリアフリー法によって学校建築を考慮しなさいということが令和4年度の中で文科省が通知を出しています。バリアフリー法によって、学校建築を変えるのが令和7年度中に終了するようという形です。そうしますと、今令和5年、6年、7年、本当に、あと6年度が半期やって、7年度1年半しかありませんけれど、果たしてこれが7年度中に、きちんとバリアフリー法に定められた上で障害者に優しいそのような施設等の設置が可能なのかどうか、そこら辺の見通しについていかがでしょうか。

○田中教育総務課長 本件のエレベーター設置ですが、今般の小山小学校の増改築工事に伴っ

ての工事です。

この小山小学校の増改築工事ですが、工期の予定を7年度末。8年4月からは増改築を済ませたりリニューアルした学校に生まれ変わることを工期目的として今進めているところです。

○宮下教育委員 小山小については分かりました。そのほかの学校についてもバリアフリー法は適用されるわけですね。そこら辺についてはいかがでしょうか。

○田中教育総務課長 私のほうで承知している内容としましては、例えば学校の建替え、あるいは新築の際にエレベーターを設置する義務が生じるというような形で、既存の学校で例えば内部改修工事をしたぐらいの工事では義務づけはないと。あえてエレベーターをそこに工事で入れなければいけないというところまでは今の段階では義務づけはないと承知しています。

○宮下教育委員 改築の場合にはそれは義務づけがないということですか。

○田中教育総務課長 はい。

○宮下教育委員 これは、法は違いますよね。

○田中教育総務課長 基準緩和があるかと思うのですが、改築の場合は必要になります。学校を改築するときに。

○小堀教育部長 新たな法律が制定あるいは改正されたことによって、既存するものが直ちにそれに適合させなければいけないということは必ずしもあるわけではないということです。

この学校施設については、今課長が申し上げたのは特定行政庁に対して建築確認申請を出す必要がある工事。お色直しをするような大規模改修や中規模改修では、必ずしも建築確認申請は必要ありません。したがって、そういったものを施す場合にバリアフリー法の適用を直ちに受けるということはないわけです。学校を建て替えるあるいは増築する、そういったことをする場合には建築確認申請が必要になるわけですが、そうしたときに法の適用を受けることになる。今回、小山小は増築しますので建築確認申請が必要になっており、バリアフリー法の適用を受けるわけですからエレベーターの設置義務が生じてくるということです。

今ほかに本市にあります小・中学校で、今後そういった建築確認申請を伴うような工事をする場合には、委員がおっしゃられるような法適用が求められるわけですので、7年度までに本市に所在する全小・中学校に直ちにそういった設備を施さなければならないかということかと言えば、それは決してそういう状況にはないということです。

○宮下教育委員 小山小の件については了解しています。だけど、これから、バリアフリー法では令和7年度までの終了に5年間の猶予があったのですよね。5か年間の中でそれを行うという形だったわけです。ですから今、切羽詰まって、こういう予算を計上しながらやっている。少し遅いのではないかということが私の気持ちの中に1点あります。

それからもう一つ、5年間ということは、多分5年後に小学校・中学校に入学してくる子どもがいるのではないだろうか。その人たちを見込んだ上でバリアフリー法の5年間という緊急措置の枠組みがあるのではないかなと思います。そうしますと、そのような子どもたちの就学がある程度見込まれることがあった場合には、やはり教育委員会としてもこのようなバリアフリーの施設を急いで設置する必要があるのではないだろうか。そこら辺についてはどうかということで今お尋ね申し上げたわけです。そこら辺はどうでしょうか。

といいますのは、指導室長ともこの間お話をしているのですが、教員の教育実習の問題です。その教育実習の学生の中に障害のある学生がいます。その学生が教育実習を受けたいのだけど、東久留米の中でどこかで受ける場所はないだろうかというので相談して、指導室長

に全部学校を調べてもらった。そのことから私も、学校の施設の中におけるバリアフリー法がこれだけ細かく浸透されているかということを私自身学習したからよく分かるのですよね。でないと、これから先どうするのだろうか。そういうふうな学生はどうするのだろうか。そこまで、この問題についてはある程度解決策の猶予があることも考えておくことが必要なのではないだろうかと思って、先ほどから質問しているところです。

指導室長には本当にいろいろとデータを全部集めていただきまして、大学と連携を取っていただきながら、その結果どうなったか分かりませんが、そのような形に調査していただいたことは、まずもって感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○片柳教育長 よろしいですか。ほかよろしいでしょうか。

よろしければ以上で質疑を終わります。

これより議案第18号の討論に入ります。いかがですか。

○宮下教育委員 討論省略。

○片柳教育長 討論省略と認めます。

以上で、議案第18号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第18号 令和6年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算要求について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手です。よって、議案第18号は承認することに決しました。

◎議案第19号、上程、説明、質疑、討論、採決

○片柳教育長 日程第2、「議案第19号 東久留米市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○小堀教育部長 議案第19号は、「東久留米市社会教育委員の委嘱について」です。提案理由は、第30期委員の任期満了に伴い第31期委員を新たに委嘱するためです。

続けて、生涯学習課長から補足の説明があります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○桜井生涯学習課長 議案第19号について補足説明します。社会教育委員は社会教育法第2条に規定されている社会教育を振興するため、同法第15条に基づき設置されています。

主な職務は社会教育に関して教育委員会に対して助言をすることや、教育委員会の会議に出席し、社会教育に関して意見を述べることなどと規定されています。また、市社会教育委員の設置に関する条例第3条において委員定数は10人以内と定められており、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者から選出されています。現委員の任期が令和6年8月31日までとなっていることから第31期の委員を新たに委嘱するものです。

お配りした資料の「第31期東久留米市社会教育委員会 委員名簿（案）」をご覧ください。名簿の右側に「新任・現任」の欄がありますが、9名全員が現任となります。なお、第30期は10名の方に委員を委嘱しましたが、うち1名は所属団体より人員体制的に推薦が難しいとのご連絡をいただいたことから第31期は9名の方へ委嘱することを予定しており、任期は令和6年9月1日から令和8年8月31日までとなります。

説明は以上です。

○片柳教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。——よろしいでしょうか。

よろしければ以上で質疑を終わります。

これより議案第19号の討論に入ります。いかがですか。

○宮下教育委員 討論省略。

○片柳教育長 討論省略と認めます。

以上で議案第19号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第19号 東久留米市社会教育委員の委嘱について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第19号は承認することに決しました。

◎議案第20号、上程、説明、質疑、討論、採決

○片柳教育長 日程第3、「議案第20号 東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○小堀教育部長 議案第20号は、「東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について」です。提案理由は、欠員である東久留米市スポーツ推進委員を委嘱する必要があるためです。

続けて生涯学習課長から補足の説明があります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○桜井生涯学習課長 議案第20号について補足説明します。スポーツ推進委員はスポーツ基本法第32条及び東久留米市スポーツ推進委員に関する規則に基づき、スポーツの振興のため、職務に必要な熱意と能力を有する者の中から教育委員会が委嘱する者としています。定員25名以内のところ現在20名に委嘱しており、このたび1名の委嘱についてご提案するものです。

委嘱者は石塚陽子氏となります。このたび現スポーツ推進委員からお声がけいただき、ニュースポーツデーの見学などを通じて委員の活動に興味を持たれたとのことでした。

これまでも体育協会関連の事業にも携わっておられる方でもあり、本市のスポーツ振興にご貢献いただけるものと考えています。

資料の「東久留米市スポーツ推進委員 名簿(案)」をご覧ください。今期の委員の委嘱期間が令和6年7月1日から令和8年3月31日までであるため、石塚陽子氏の任期は令和6年9月1日から令和8年3月31日までを予定しています。

説明は以上です。

○片柳教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。

○馬場教育委員 社会教育委員さんとかスポーツ推進委員さんというのは多分いろいろな行事でお手伝いいただいていると思うのですが、具体的に社会教育委員の方たちとは、私たちが実際お話ししたり、会議で会ったりということもないので、具体的にはどんなことをしているのかというのを簡単に教えてもらってもいいですか。

スポーツ推進委員の方たちは、市民つなひき大会とかそういうところでご協力いただいたり、お話ししたこととか、お会いしたこととかあるのですが、社会教育委員さんとは、直接お会いしているのは学校の校長先生たちはあるのですが、ほかはそんなにないので具体的にどういう場で、どういう仕事をしているかというのを聞いてもいいですか。

○片柳教育長 社会教育委員の職務についてお願いします。

○桜井生涯学習課長 社会教育員の方のご活動についてのご質問です。任期は2年となっていて、その中でテーマを設定して活動していただく形にはなります。なので、任期ごとに

内容が変わってくるところです。

第31期につきましては、これからテーマも設定するものですので、具体的にこのような活動がありますというものを申し上げることは難しいですが、第1回の会議が今年の10月以降行われる予定なのですけれども、その中でテーマ設定させていただきまして、また教育委員のほうにもご報告等させていただければと思っています。

○馬場教育委員 例えば、今までだったらどういうことをしていたというのはありますか。

○桜井生涯学習課長 社会教育委員の過去の活動状況についてです。直近の第30期におきましては29期からの続きでもあったのですけれども、東久留米市内の地域におけます学校活動との連携事業であるとかそういったところの調査研究をされていました。

○片柳教育長 よろしいでしょうか。

○馬場教育委員 ありがとうございます。

○片柳教育長 ほかが質問はありますでしょうか。——よろしいでしょうか。

よろしければ以上で質疑を終わります。

これより議案第20号の討論に入ります。いかがでしょうか。討論はありませんか。

○宮下教育委員 討論省略。

○片柳教育長 討論省略と認めます。

以上で議案第20号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第20号 東久留米市スポーツ推進委員の委嘱について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第20号は承認することに決しました。

議案はこれで以上です。

◎教育長報告

○片柳教育長 私が先日、「令和6年度東京都市教育長会（兼）教育次長（部長会）研修会」に出席しましたので、その研修会のご報告をさせていただきます。

お手元に資料をお配りしましたので、ご覧ください。

「令和6年度東京都市教育長会（兼）教育次長（部長会）研修会 次第」とありとじてあるものがそうです。

この研修会は、去る7月24日に東京自治会館で開催されました。次第をめぐっていただきますと、当日のテーマ並びに講師の紹介があります。

当日は「地域の歴史・文化をどう活かすか～選ばれる地域に物語がある～」と題しまして、日本観光振興協会総合研究所顧問、文化庁日本遺産審査・評価委員、元東洋大学大学院国際観光学部客員教授である丁野朗先生を講師にご講演をいただいたところです。

1枚おめくりいただきまして、先ほどのテーマに基づいて地域活性化のための地元資源を生かした観光振興についてという内容でお話をいただいたところです。

もう1枚めくっていただいて5ページになります。5ページの上の段には「「選ばれる地域」には、物語がある」とありますけれども、どういうことかといいますと、このポツの一番目、ルイ・ヴィトンのようなブランド品に物語があるように、地域にも多様な物語があるはずだと。こういうことなのですね。ですので、地域にある歴史的・文化的・産業的な資源について、そのものの持つ価値だけではなくて、資源の背景となっている地域の歴史的魅力・文化的・産業的特色を総合して物語として構築することで、それを発信していくという

ことが、これから地域振興には求められるのではないかというご主張でした。

1 ページめくっていただきまして6 ページになりますけれども、今申し上げたような物語化を制度化したものが「日本遺産制度」という制度なのだそうです。

下段のほうに「日本遺産制度は何故生まれたか」というスライドがありますが、その中に物語化の手法について例を挙げながら説明されました。その際の視点の一つとして、文化財を保存するものから観光客目線で活用するものというように発想を変えて地域資源を生かしていこうということが、この日本遺産制度の趣旨というご説明がありました。

当日は幹事市が八王子市なものですから、7 ページ以降、東京都で唯一、日本遺産に指定されている高尾山の紹介がありました。八王子では『霊気満山 高尾山～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～』という物語を作って地域振興に生かしているという説明がなされました。7 ページから9 ページを用いて八王子市の取組が説明されたところです。

こうした取組は全国各地にありまして、中には地元の高校生が地元の資源である養蚕産業を活用してシルク（絹織物）を利用したファッションショーを開くというような例もありまして、これが11 ページに鶴岡中央高校の総合学科被服系の活動として紹介され、学校教育ともつながりがあるというご紹介をいただいたところです。

こうした日本遺産なのですけれども、これと同時に文化遺産推進法が令和2年4月につくられたということです。これが13 ページ以降に説明されていまして、物語を生かすための事業の課題とステップが様々ありますよということでした。

具体的には、丁野先生は琵琶湖疏水などの資源を生かしてこれを物語化することなどに関わられたようです。分かりやすい例として後ろのほうになりますが、20 ページをご覧くださいでしょうか。

これは静岡県静岡市の例でして、『東海道中膝栗毛』というのはご存じかと思えますけれども、この作者の十返舎一九というのが静岡市の出身なのだそうです。いわゆる『東海道中膝栗毛』は、日本初の旅ブームを起こした「弥次さん、喜多さんの紀行文」これがテーマになっているということなのですが、これを基にして『駿州の旅』という物語を作ったそうです。一言で言うと、江戸時代の庶民の旅をこの静岡市を中心とした地域で追体験ができますよということを静岡では実践しているようです。

このほかにも様々な実践が紹介されています。八王子の具体的な取組などを参考にしていただければと思います。

ここから私の印象をお話ししますけれども、教育というより産業振興ですとか地域振興にどのように取り組んだらいいのかというような視点でお話がありまして、この中で学校の児童・生徒も関われることがあるというお話でした。先ほど女子高生の例をお話ししましたが、教育活動にも取り入れていくことが可能かなというような印象を持ちました。

以上、雑駁ではありますが、研修会のご報告とさせていただきます。

このほかにも委員の皆様からご報告等ありますか。

- 馬場教育委員 報告ではないのですが、夏休みの間、ここまで特別心配な報告とかも、熱中症の報告とかもなくちょっとほっとしているところなのですけど、10日ほどすると学校が始まりますので、長期休みの後というのは子どもたちも久しぶりの学校で緊張したり、のんびりし過ぎたりいろいろなことがあって、なかなか学校に足が向かなくなってしまうこともあります。いつも夏休み前に、新学期にはそういうところの心のウォームアップとか、学習面とかそういう配慮をお願いしますと毎年お願いしています。今年もぜひそれを先生たちに細やかに見ていただきたいなというのと、あと先生たちもきっと子どもたちと接し

ていない時間が長かったと思うので、先生たちのほうもきっとお疲れだったり、初め戸惑いだったり、子どもたちというのは夏休みの間にぐっと成長したり、いろいろなことを感じ取ったり、成長して先生たちも驚くこととかあると思います。初めの9月をどうぞ大事に——注意して、見守っていただきたいなというふうに先生方をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○片柳教育長 指導室中心に学校を指導してまいります。

○馬場教育委員 熱中症対策もまだ続きそうなので、その2点をお願いします。

○片柳教育長 承知しました。

ほかに委員の方からありませんでしょうか。——よろしいでしょうか。

では事務局から何か報告はありますか。

○田口学務課長 学務課より「中学校給食の温かい献立の提供に向けて個別容器での提供に係る実地テストの予定について」ご説明します。

スクールランチにおける個別容器を用いた温かい献立の提供につきましては、毎日全校で提供できるようにするために、給食調理場では本年と来年の夏季休業期間中に改修工事を行う予定となっています。

この夏季休業期間中の工事ですが、順調に進捗しているとのことですので、2学期に入りましたら予定どおり各校で1回実地テストを行いまして、様々な工程を確認し、その際には生徒たちにも喫食の機会を設ける予定です。

実地テストの日程ですが、各校と行事日程などについて配慮して調整を行いまして、10月初旬から10月中に3校、11月中に4校で行いたいと考えています。

当日の献立は、アレルギー対応が必要な生徒を除く全員に喫食してもらいたいと考えていまして、できるだけアレルギーとなる食材の少ない和食のメニューとし、スープはたくさんの野菜と鶏肉の入った味噌けんちん汁とする予定です。

また、予約システムに登録していない生徒も申し込めるように、この日だけは予約システムを用いないで紙で申し込む方法とすることを考えています。なお、当日の生徒の給食費は市で負担することとしています。

次に当日はスクールランチに関するアンケートを実施したいと考えていまして、Logo フォームを活用し QR コードを配付しまして、実地テストの当日に GIGA 端末で読み込んで学校で回答する方法で行いたいと考えています。

これらのことにつきまして、9月上旬には学校だよりの号外で生徒及び保護者の皆様にお知らせするとともに、テスト実施の協力を各校に依頼する予定です。

○片柳教育長 中学校給食の温かい献立の提供に向けての実地テストについてご報告しました。

何かご質問ありますか。——よろしいでしょうか。

ほかに事務局から報告等ありますか。——よろしいでしょうか。

◎閉会の宣告

○片柳教育長 以上をもちまして、令和6年第2回教育委員会臨時会を終わります。

(閉会 午前10時30分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和6年11月7日

教 育 長 片 柳 博 文 (自 書)

署名委員 馬 場 そわか (自 書)